

訪問介護サービス事業重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています
(群馬県 第1072200056号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆目 次◆◇

1. 事業者・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 職員の体制・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・	3
5. サービスの利用に関する留意事項・・・・・・・・	6
6. 守秘義務について・・・・・・・・	6
7. 緊急時の対応について・・・・・・・・	6
8. 事故発生時の対応について・・・・・・・・	6
9. 初回加算について・・・・・・・・	7
10. 緊急時訪問加算について・・・・・・・・	7
11. 苦情の受付について・・・・・・・・	8
12. 虐待防止に関する事項について・・・・・・・・	8
13. 身体拘束等の原則禁止について・・・・・・・・	8
14. 衛生管理等について・・・・・・・・	8
15. 業務継続計画の策定等について・・・・・・・・	8

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 吉岡町社会福祉協議会
 (2) 法人所在地 群馬県北群馬郡吉岡町大字南下1333番地の4
 (3) 電話番号 0279-54-3930
 (4) 代表者氏名 会長 榊原 久雄
 (5) 設立年月 昭和51年12月

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所
 (2) 事業の目的 指定訪問介護は、介護保険法令に従い、ご契約者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。
 (3) 事業所の名称 社会福祉法人 吉岡町社会福祉協議会
 平成12年2月1日指定 群馬県第1072200056号
 (4) 事業所の所在地 群馬県北群馬郡吉岡町大字南下1333番地の4
 (5) 電話番号 0279-54-3930
 (6) 事業所長(管理者)氏名 福田 文男
 (7) 当事業所の運営方針
 一 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護のその他の生活全般にわたる援助を行う。
 二 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

開設年月 平成12年4月1日

- (8) 通常の事業の実施地域 吉岡町及び榛東村全域、前橋市池端町、清野町、青梨子町上青梨子町、高井町、総社町、総社町上野、総社町桜ヶ丘、総社町総社、総社町高井、川原町、荒牧町、緑が丘町、上小出町、関根町、田口町、岩上町、渋川市八木原、有馬半田、行幸田、石原、中村、高崎市金古、北原

(9) 営業日及び営業時間

営業日	月～日曜日	但し、12月29日から1月3日までを除く
受付時間	月～金曜日	午前8時30分から午後5時15分まで
サービス提供時間帯	月～日曜日	午前7時～午後9時まで

3. 職員体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1人			1人	従事者の管理
2. サービス提供責任者	2人			2人	
3. 訪問介護員	2人	7人	4.7人	3人	訪問介護の提供
（1）介護福祉士	2人	5人			〃
（2）訪問介護養成研修1級（ヘルパー1級）課程修了者					〃
（3）訪問介護養成研修2級（ヘルパー2級）課程修了者		2人			〃

4. 事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (ア) 利用料金が介護保険から給付される場合
(イ) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条、第9条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 身体介護

入浴・排泄・食事等の介護を行います。

② 生活援助

調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をを行います

★ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

① 身体介護

○入浴介助

- ・入浴の介助または、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

○排せつ介助

- ・排せつの介助、おむつ交換を行います。

○食事介助

- ・食事の介助を行います。

○体位変換

- ・体位の変換を行います。

○通院介助

- ・通院の介助を行います。

② 生活援助

○調理

- ・ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）

○洗濯

- ・ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

○掃除

- ・ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）

○買い物

- ・ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物をを行います。（預金、貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

〈利用料金〉

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での1割負担の料金は次の通りです。各利用者の負担割合に応じた額の2割、3割の支払い額となります。

	サービスに要する時間	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満
身体介護	1. 利用料金	1,630円	2,440円	3,870円	5,670円
	2. うち、介護保険から 給付される金額	1,467円	2,196円	3,483円	5,103円
	3. サービス利用に係る 自己負担額（1－2）		244円	387円	567円
生活援助	サービスに要する時間	45分未満	45分以上		
	1. 利用料金	1,790円	2,200円		
	2. うち、介護保険から 給付される金額	1,611円	1,980円		
	3. サービス利用に係る 自己負担額（1－2）	179円	220円		

- ★ 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。
- ★ 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。
- ★ 平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。
 - 夜間（午後6時から午後10時まで）：25％
 - 早朝（午前6時から8時まで）：25％
 - 深夜（午後10時から午前6時まで）：50％
- ★ 介護職員処遇改善加算
介護職員の賃金の改善等を目的により、利用料金の10%に相当する料金が加算されます。
令和6年6月～利用料金の14.5%に相当する料金が加算されます。
- ★ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合*は、ご契約者の同意のうえで、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。
 - * 2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）
 - 体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
 - 暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合
- ★ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ★ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- ★ 地域単価7級地の為、1単位10.21円で算定します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第9条参照）
以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

※1割負担の方の場合

	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満
身体介護	1,664円	2,491円	3,951円	5,789円
	20分未満	45分未満	45分以上	
生活援助		1,827円	2,246円	

★ 平常の時間帯（午前8時から午後6時まで）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

1. 夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
2. 早朝（午前6時から8時まで）：25%
3. 深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第9条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

（ア） 指定口座への振り込み

群馬銀行 吉岡支店 普通預金

（イ） サービス提供時に集金又は当事業所窓口での現金支払い

（4）利用の中止、変更、追加（契約書第10条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に出し出してください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 10% （自己負担相当額）

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

5. サービスの利用に関する留意事項

（1）サービス提供を行う訪問介護員

実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替でサービスを提供します。

（2）訪問介護員の交替（契約書第6条参照）

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者からの特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

①定められた業務以外の禁止

契約者は「4. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更（契約書第11条参照）

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為（契約書第15条参照）

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為又は医療補助行為
- ② ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
- ③ ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④ 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ ご契約者もしくはその家族等に対して迷惑となる宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

6. 守秘義務について

従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を守ります。

また、従業者であった者が従業者でなくなった後でも、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を守るようにします。

7. 緊急時における対応方法

訪問介護員が訪問中に、利用者の病状、その他緊急事態が生じた時には、速やかに関係者及び主治医に連絡する等の措置を講じます。

8. 事故発生時の対応について

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。事故が発生した場合は、都道府県、市町村、居宅介護支援事業所、家族に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

9. 初回加算について

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合その月に限り200円加算されます。

10. 緊急時訪問加算について

利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合100円加算されます。

11. 苦情の受付について（契約書第24条参照）

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

③ 苦情受付窓口

事業所名 吉岡町社会福祉協議会 指定訪問介護事業所
担当者名 望月 雄一
電話番号 0279-54-3930

○受付時間 毎週月曜日～土曜日
午前8：30～午後5：15

（2）行政機関その他苦情受付機関 お住まいの市町村にお申し付け下さい

吉岡町役場 健康福祉課	所在地 群馬県北群馬郡吉岡町下野田560番地 電話番号・FAX 0279-54-3111 0279-54-8681 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
国民健康保険団体連合会	所在地 群馬県前橋市元総社町335番地の8 電話番号・FAX 027-290-1376 027-255-5077 受付時間 午前9時00分～午後5時00分
群馬県社会福祉協議会	所在地 群馬県前橋市新前橋町13-12 電話番号・FAX 027-255-6032 027-223-6173 受付時間 午前9時～午後5時
前橋市 福祉部 長寿包括ケア課 地域支援係	所在地 群馬県前橋市大手町13-12 電話番号・FAX 027-898-6275 027-223-4400 受付時間 午前9時～午後5時
渋川市 スポーツ健康部 介護保険課 介護給付係	所在地 群馬県渋川市石原80 電話番号・FAX 0279-22-2116 0279-24-6541 受付時間 午前9時～午後5時
高崎市 本庁 介護保険課 介護サービス担当	所在地 群馬県高崎市高松町35-1 電話番号 027-321-1219 受付時間 午前9時～午後5時
榛東村役場 健康保険課	所在地 群馬県北群馬郡新井790-1 電話番号・FAX 0279-54-2211 0279-54-8225 受付時間 午前9時～午後5時

12. 虐待防止に関する事項について

1 事業者は、利用者の人権擁護・虐待の防止のための責任者を設置し次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができ

るものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

- (2) 虐待の防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、指定訪問介護の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとします。

13.身体拘束等の原則禁止について

事業所はサービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等という。」）を行いません。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上でその態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとします。

14.衛生管理等について

事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。

- 2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとします。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

15.業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護（指定予防訪問事業）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	事業者番号	1 0 7 2 2 0 0 0 5 6
	所在地	群馬県北群馬郡吉岡町大字南下 1333 番地の 4
	名 称	社会福祉法人 吉岡町社会福祉協議会
		会 長 榊原 久雄 印
	説明者	所属
		氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代理人) 続柄 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印